

# 令和3年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会



## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 令和3年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和4年2月4日（金）午後1時31分～2時15分
- 2 場 所 川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎18階第1会議室、各理事市役所副市長室等  
Web会議システム（ZOOM）を利用し、各理事間を音声と画像の伝達を行う方法で開催した。
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 20名 定足数 11名
- 4 出席理事 14名（以下、敬称略）  
相川一郎、阿部勝弘、今西正男、加藤昭彦、小池信之、清水寿夫、鈴木清、鈴木章一郎、鈴木達也、田尻充、福田紀彦（理事長）、藤本章、町田隆敏、三富吉浩（常務理事）（五十音順）
- 5 欠席理事 6名  
赤岡昌弘、今本雅祥、金井慎一郎、高橋徹（理事長職務代理者）、中澤慎二、光山裕朗（五十音順）
- 6 出席監事 監事現在数 2名  
石川哲治、遠藤幸子（五十音順）
- 7 議題

#### 【決議事項】

- 議案第12号 令和4年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について  
議案第13号 令和4年度事業計画書について  
議案第14号 令和4年度収支予算書等について  
議案第15号 事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について  
議案第16号 消防・防災施設整備事業等資金融資資産の一部を取り崩すことの承認について  
議案第17号 理事長の利益相反取引に係る承認について

#### 【報告事項】

- 報告第7号 代表理事の職務執行の状況について  
報告第8号 建物総合損害共済の共済基金分担金基率等の改正について  
報告第9号 中長期経営計画の策定方針について  
報告第10号 日本都市センター会館の在り方の検討（中間報告）について

## 8 議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の定足数を満たしていることを事務局に確認した。

### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三富吉浩常務理事（以下「三富常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

#### 【決議事項】

#### ア 議案第12号「令和4年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について」

議案第12号について、次のとおり説明を行った。

この議案は、助成規程第6条に基づき、令和4年度の助成対象事業の承認と協助金の交付額の決定について提案するものである。

令和4年度の協助金については、5団体（全国市長会、全国市議会議長会、公益財団法人日本都市センター、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人日本防火・防災協会）から申請があり、交付金額は、その財源の一部である収益事業が昨年度に引き続き赤字となる見込みのため、昨年度の1億円から減額し、5,600万円とするものである。

各申請事業は、本会の助成事業の目的に合致しており、その重要性や継続性を考慮し、各団体の事業に対し申請のとおり協助金を交付したいと考えている。なお、当面の措置として、全国市長会及び全国市議会議長会については、令和5年度以降の協助金は交付しないことを基本とし、日本都市センターほか2団体については、令和6年度までは令和3年度の半額程度に減額し、令和7年度以降は令和3年度ベースの交付額に復元することを基本とするものである。

審議の結果、議案第12号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### イ 議案第13号「令和4年度事業計画書について」

議案第14号「令和4年度収支予算書等について」

議案第13号及び議案第14号について、次のとおり一括して説明を行った。

(ア) 相互救済事業

令和3年度の分担金収入については、建物総合損害共済で68億2,700万円、自動車損害共済で32億7,800万円を見込んでいる。

令和4年度も、分担金収入額を大幅に超える災害共済金の支出が見込まれ、厳しい状況にあるが、低廉な分担金による相互救済事業の維持に努めていく。

(イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設の火災等の災害共済金は、平成30年度から急増しているため、ごみ処理施設の火災事故防止対策として、新たに、被災を経験していない施設に対しても、未然の事故防止の普及啓発を積極的に行っていく。

(ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

令和4年度の融資については、総額約102億円を予定している。

(エ) 防災専門図書館事業

ぼうさいこくたい、図書館総合展への出展など、防災図書館の周知のほか、各取り組みを積極的に行っていく。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

都市におけるセーフティネットとしての役割を担うため、「都市防災推進セミナー」及び「防災フォーラム」を開催するとともに、動画配信する。

また、議案第12号で説明した助成事業を実施する。

(カ) 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館の「ホテル部門」及び「オフィス部門」の運営を行っているが、「ホテル部門」については、コロナ禍により売上が大幅に落ち込んでおり、令和4年度の当期経常増減額は、5億374万2千円の減を見込んでいる。運営委託先のホテルグループと協力し、収益確保対策を講じていく。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

道路賠償責任保険の取扱業務及び自動車損害賠償責任保険の代理店業務について、令和4年度の当期経常増減額を、1,465万3千円の増と見込んでいる。

続いて、議案第14号、令和4年度収支予算書等について、「令和4年度予算書（案）大要」により、次のとおり説明を行った。

公益目的事業は、経常収益の合計及び経常費用の合計は、同額の157億1,915万4千円であるため、当期一般正味財産増減は0円となり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償に適合する。

収益事業の当期一般正味財産増減は、会館事業で5億443万9千円の減、保険手続事業で1,463万円の増となる見込みである。

法人全体では、経常収益合計が175億3,815万8千円、経常費用の合計が180億2,724万7千円となり、法人税等を差し引いた額は、4億8,980万9千円の減となるため、一般正味財産は、減少となる見込みである。

次に、共済基金分担金の法人会計への充当額は、2億320万1千円を見込み、業務方法書の規定に適合する旨を、また、「資金調達、設備投資並びに特定資産（資産取得資金）の積立額の見込み」について説明した。

審議の結果、議案第13号及び議案第14号はいずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第15号「事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第15号について、次のとおり説明を行った。

総務部、財務部及び業務部を統括・管理する本部事務局を設置し、効率的・効果的な業務執行をすること等に必要な組織体制の整備を図るため、事務局設置規程の改正、並びに組織改編に伴う職務権限規程等の改正を行うものであり、施行期日は、令和4年4月1日を予定している。

審議の結果、議案第15号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第16号「消防・防災施設整備事業等資金融資資産の一部を取り崩すことの承認について」

議案第16号について、次のとおり説明を行った。

令和3年2月開催の通常理事会で決議された事業計画のとおり、災害

共済金の支払に充てるため、消防・防災施設整備事業等資金融資資産の一部取り崩しを行う。融資資産の取崩額は48億円、取崩し後の融資資産の額は389億円、取崩しの時期は令和4年2月4日を予定している。

審議の結果、議案第16号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第17号「理事長の利益相反取引に係る承認について」

議案第17号について、次のとおり説明を行った。

福田理事長が市長を務める川崎市と本会との建物総合損害共済及び自動車損害共済委託契約並びに消防・防災施設整備事業等資金融資貸付について、承認を求めるものである。

いずれの取引についても、本会の業務規程及び融資規程に基づき、他団体と同一の条件で契約を行っている。

審議の結果、議案第17号は、決議について特別の利害関係を有する出席理事（福田理事長）を除く他の出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### 【報告事項】

ア 報告第7号「代表理事の職務執行の状況について」

前代表理事を含む代表理事4名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ報告を行った。

(ア) 定款に基づく会議（総会及び理事会）の招集

(イ) 人事関連

(ウ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額（1件1,000万円超）な災害共済金の支出決定

イ 報告第8号「建物総合損害共済の共済基金分担金基率等の改正について」

報告第8号について、次のとおり報告を行った。

昨年5月の理事会において、「建物の共済金の支払額は、分担金収入のうちその事業に係る経費を除いた85%で収支が均衡するが、近年の自然災害により、令和元年度から令和5年度までは、共済金支出が分担金収入を大幅に上回ると見込まれたこと、その結果、現行の分担金収入のままでは、共済金と事業費を賄えない状況となること」を説明し、引き続き、民間損害保険よりも低廉な分担金を維持しつつ、建物共済事業を持続す

るために、令和5年4月から、分担金総額を10%引上げる必要があることを報告させていただいた。

また、雪災と土砂災害の災害共済金については、令和4年4月以降の契約から、これまでの「損害額の全額支払い」から、風水災に合わせ「損害額の50%の支払い」とし、自然災害を統一的に取り扱うことで制度の合理化を図る規程改正について、合わせてご承認をいただいた。

令和3年度に入ってから委託団体への説明会等の実施状況と、その主な意見・要望及び説明・対応等については、115ページの表のとおりだが、いずれにしても、相互救済事業は、「一市は全市のために、全市は一市のために」の精神の上に成り立っていることを委託団体に説明し、御理解をいただけたものと考えている。

なお、昨年5月の理事会でお示したシミュレーションは、令和3年度以降、大規模な自然災害がないものとして作成しているが、次の報告第9号「中長期経営計画」を策定する上で、一定のスパンで大規模災害が発生することを前提としたシミュレーションを現在、検討している。これによれば、建物共済の事業運営は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ないが、将来に向けて低廉な分担金による相互救済事業の継続を図るため、昨年5月の理事会でお示した、改正後の共済基金分担金基率表を改正議案として、次回の理事会に提出する予定のため、この場をお借りして、改めて御理解と御協力をお願いする次第である。

#### ウ 報告第9号「中長期経営計画の策定方針について」

報告第9号について、次のとおり報告を行った。

本会を取り巻く環境が急激に変化する中、本会の財務状況を始めとした経営基盤は大変厳しい状況にあり、改革を進め、持続可能な経営基盤の構築を図る必要がある。そこで、新たに中長期の経営計画を策定することとし、今般、その策定方針を取りまとめたところである。

まず、本会を取り巻く環境認識として、「自然災害の激甚化」、「環境意識の高まり」、「新型コロナウイルスに伴う社会経済の変容」、「都市インフラの老朽化」、「社会のデジタル化」などが挙げられるが、それぞれの課題への適切な対応と、本会事業への反映等を着実に進める必要がある。

次に、本会の状況、課題として、「相互救済事業の資金収支の悪化」、「異常危険準備金の積立不足」、「人材の計画的な採用、育成、職員配置」等を



挙げたが、これらの課題への適切な取り組みが必要な状況となっている。

実施計画については、環境変化等に的確に対応していくため、令和5年4月から10年間の長期見通しを踏まえ、目指すべきビジョンや、5年間の具体的な経営方針を「3つの改革の柱」として定めた。

改革1は、「持続可能な共済制度の再構築及び公益目的事業の効果的な実施」、改革2は、「収益事業の安定的な運営による共済事業の財源確保」、改革3は、「事業経費節減と法人運営の最適化」とし、3つの改革を一体的、計画的に進めていく。

最後に、策定スケジュールについて、本年3月に外部有識者会議を設置し、中間報告、素案の公表、意見募集を経て、令和5年2月の理事会にて計画案の承認をいただき、令和5年4月から開始する。

#### エ 報告第10号「日本都市センター会館の在り方の検討（中間報告）について」

報告第10号について、次のとおり報告を行った。

日本都市センター会館事業は、その収益の50%を公益目的事業に繰り入れることで、本会財務の安定化に大きく貢献してきたが、コロナ禍の影響により、令和2年度に赤字となり、令和3年度以降も赤字の継続が見込まれ、加えて、令和11年度には大規模修繕工事も予定されている。

これら会館事業を取り巻く経営環境の変化に適切に対応し、将来に亘り持続可能な会館事業を維持していくため、今後の中長期経営計画において、その方向性を決定する。

なお、「中間報告」とした経緯は、現時点で新型コロナウイルスの収束が見通せず、特にホテルマーケットが悪化している状況下では、適正かつ妥当な判断をすることは極めて困難との専門家の見解を踏まえたものである。

「コロナ禍がもたらした会館事業を取り巻く状況」としては、ホテル客室稼働率の推移に顕著に表れている。コロナ禍前の平成26～30年度までの5年間の平均稼働率は、88.1%と高水準であったのに対し、令和2年度では、15.4%まで急落し、その後は徐々に回復するものの、コロナ禍前の水準に戻るのは、早くても令和7年度以降になると見込んでいる。

「会館事業の経常損益の推移」については、高水準の黒字の継続が、令

和2年度に一転して赤字となり、収支が均衡するのは令和6年度以降と見込むも、令和11年度には、大規模修繕工事に伴うホテルの売止めの影響で、赤字となる見込みである。

「会館運営方式の検討」については、現行の「ホテル運営委託方式」のほか、多方面から検討・検証を行い、本会にとって最適な会館運営方式を決定していく。そのほか、「会館事業からの撤退・売却」では一団地認定や含み損の、また「テナント貸事務所への業態転換」では会館の構造上などの、それぞれ困難な課題がある。

最後に、「事業実施計画」については、令和5年度からの「中長期経営計画」に位置づけて検討を進めるものであり、会館事業の業績回復状況や、大規模修繕計画との整合を図りながら、外部専門家を交え、集中取組期間である令和5年度からの3年間でその方向性を決定していき、その後の令和8年度からの2年間で、令和10年度以降の会館事業の具体的施策を推進することとする。

従って、現行の委託契約期間が満了した後の、令和5年度からの在り方検討に基づき、会館運営方式を決定する令和9年度までは、ホテル報酬の見直しや収益改善策を講じた上で、従前のホテル運営委託方式で事業を実施していく。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午後2時15分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和4年2月4日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 三富吉浩 印

監 事 遠 藤 幸 子 印

監 事 石 川 哲 治 印